

第12次「ストップコロナ! 対策認定制度」の 申請受付期間を延長します

「ストップコロナ! 対策認定制度」は、業界団体等が作成したガイドラインに基づき、感染症対策を適切に行っている店舗を県が認定する制度です。

認定された店舗は、県から交付される認定ステッカーとポスターを店内に掲示することで、安全安心な店舗としてPRすることができます。

新型コロナウイルス感染症の感染が続くなか、感染防止対策の更なる徹底のため、申請受付期間を以下のとおり延長します。

1 申請期間

令和4年2月25日（金）～3月11日（金）

※当初の受付終了日3月4日（金）から延長します。

※令和3年度の申請受付は今回をもって終了となります。

2 対象店舗

業界団体等のガイドラインに基づき感染症対策を行った小売や飲食サービス業等を営む県内店舗

3 認定までの流れ

- ①業界団体等が作成したガイドラインに基づき、対象店舗が感染症対策を実施
- ②申請書を県ホームページからダウンロードし、申請先へ提出
- ③店舗の現地調査を実施

4 申請先

ストップコロナ! 対策認定制度事務局（株式会社JTB群馬支店内）

【メール】 gunma-stopcovid19@jtb.com

【郵送】 〒370-0045 高崎市東町9番地 ツインシティ高崎4階
株式会社JTB群馬支店内

【申請手続きに関する問い合わせ】

電話：027-310-3062（平日：9:30～17:30）

5 問い合わせ先

群馬県産業経済部経営支援課 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

電話：027-226-3342 FAX：027-223-7875

※事業の詳細、申請書の様式等は、以下の県ホームページでご確認ください。

https://www.pref.gunma.jp/06/g09g_00363.html